

全般的にまだ二、三であらうないかありまして目ですう。この二、三でやりた
いのけりや。それか義務教育全課程に対して教科書が無償で配布するとい
うことは、同じくありませうが、実行という二、三になりませうと莫大に計算とい
う二、三で国と言ふものばかりで、現^現にあらうわけですが、それとや、貧乏が
自給自足で村としてくれば、面積多々あらうと思ひます。それか、即実行とい
う二、三は、計算がいずれも伴うものであります。それか、即実行で、さへ
いれど、教育上支障のやうに、又、さうだり環境の良、所々勉強をさ
やるといふ式では、同じく、議員各位も同じ考えであらうと思ひます。そのう、面
に、つぎ、それ、さういふと、終考に、さう、即指摘がありまして、さうすべきは、たゞ、われわれ
も、同感でございませう。しかし、さう、P.T.A.に対して、負担をかける、さういふ
二、三は、それ、さういふと、さういふ、われわれ、それ、さういふ、考え、さういふ、さういふ、
わけ、さういふ、二、三を、十分、御留意願いたし、思ひます。しかし、さういふ、陳々、に、戦後
の教育行政といふものが、一歩一歩、立ち、な、め、を、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、
に、さ、

ただ、申し上げに、さういふ、考え方による、改善して、い、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、さ、
を、さ、
め、さ、
です、さ、
言、さ、
け、さ、
さ、

一、委員大野行次、さ、
行、さ、
局、さ、
二、め、さ、
に、さ、
け、さ、

つたにきつかりした学校運営をやるにたたくようにお願ひいたします。
これに對して町長も確約していただきましたと思います。

町長(瀬古清蔵)父兄の負担の軽減といふことは先程申し上げたが、さうだ
け軽減してさういふただP.T.A.の運営そのものに對して干渉すべき
ではないと考えます。従つて、先程から要望される面につきまして先
程申し上げましたように十分には検討いたしました。実行すべき案件
実行していただきたいと考えております。そのうち面はちやうちですものので
ありません。P.T.A.でござい、ますから協力という面に對しても決して金費
のほうへはよく協力するといふことでなく、運営そのものに對して協力して
もらうのが最も適切であらうと考えます。そのうち面で自主的に決められが負
担を軽減してあげたいといふことが二つを申し上げるよりもP.T.A.自体がよろしく考え
ていただきたい、と思ひます。出すべきものは出していただくから、それだけの
すのかといふようにも考えてもらうわけになりますけれども、そのうち二つでなく事業



面も協力してもらうことが支出面に對してはP.T.A.から出されてこれにより負担
が増大してゐるというこはもちろん考えていかねければならぬと思ひます。その
うち面に對しては、私も十分予算を組めますとも、町の行政面に對しても
残したるものをよくに資金を期していただきたいと思ひております。



町長(高橋千登)以上をもつて質問を終結いたします。由緒理由
町長(高橋千登)日程第四項、町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について議
案百号を議題に供します。事務局をして議案の朗読をいただきます。

議案事務局(沢正次郎)朗読

町長(高橋千登)理事者から提案理由の説明を求めます。

町長(高橋千登)議案百号、福生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例につ
いての説明申し上げます。今日の町税条例の改正部分、軽自動車税に關する
規定の改正でございまして、その改正する必要が生じたかと申しますと、過年度

道路をゆく車輛について、この規定されております道路運送車輛法というのがあるが、この二つ、オーストラリアの法律が改正になりまして従来軽自動車税の範囲に入つておりました小型特殊自動車からの離独立いたしました新しい部品の小型特殊自動車という新しい部品の設けられ、又道路運送車輛法の改正に即応いたしました地方税をとりオーストラリアの根拠法規である地方税法が改正になりました、やはり道路運送車輛法と同じように軽自動車から小型特殊自動車という部品の分離独立させたい、この改正によりまして軽自動車を課する税額そのものは従来と全くかわりないのでござい、オーストラリアの法律の改正によりまして本来記載のようは軽自動車の分類を改めるといふことで、税額を改正する必要が生じて、本来を提出した次第でござい、オーストラリアは具体的に申し上げますと軽自動車税を課する税額そのものは分類が福生町の場合、すなわち本来規定されておるの二つ、オーストラリアは現行規定で、軽自動車、オーストラリアが軽自動車、オーストラリアが三輪の小型自動車と三つの部品に別れておるの二つ、オーストラリアが二つの三つで軽自動車税を課しておるの二つ、オーストラリア



が、ただ、オーストラリアのように小型特殊自動車から軽自動車からの離されたためにオーストラリアの軽自動車も本来記載の通り軽自動車及び小型特殊自動車という見出しに改めざるは、これを軽自動車、又は小型特殊自動車という見出しにいたしました、それ以外の車輛の種類ごとの税額は現行の規定通りでござい、オーストラリアは分類のしかたを改正しようとするものでござい、オーストラリアは従来時の税収入そのものには関係ないのでござい、オーストラリアは即ちオーストラリアに小型特殊自動車から福生町に何台あるか、という農林作業用の自動車から全部で六十六台、その他でござい、オーストラリアは道路車輛運送法が改正されて小型特殊自動車から分離独立したか、という従来は小型自動車を含めまして軽自動車から所轄の陸軍局長に届けられて、車輛運送の指定を受けなければ使用ができなかつたのでござい、オーストラリアはしかし小型特殊自動車として参考資料にも記載されております通り、最高速度十九キロのもの、二つ、オーストラリアは交通の危険性も少くない、という二つで特に陸軍局長に届け出て指定を受けるほどのものでもなかつた、という二つ、今回小型特殊自動車を分離いたしました、オーストラリアは原動機付き自転車と同じ

一 助役(川屋金吉) 議案第百十号に付て附説明申し上げたいと存じます。契約締結を
 二、三、おして河川改修工事のために契約を締結しようとするものであると存じます。
 場所等に付ておしる中九月二十五日の議会に於ておしる事業議決をいまだいた
 わけて二、三、おしますがおの陳述付して二、三、おしますのを省略させていいただきます。
 二、三、に付て十月十九日には社をもちまして指名競争入札をいたしましたところ
 百八十万円をもつて福生建設工業株式会社の最低落札となり二、三、に分つたわけであ
 ります。今日施行しようとする所は延長が四百五十五米幅員三米を欄架で支るわ
 けでありまして、三十七年度に於ておしるやうおししたようなもので二、三、あります。
 石橋工として二百三十八、三平方米排水工AとBがありまして十三カ所あるわけであ
 ります。二、三、に付ておしる先程申しました通り十月十九日入札を行なった次第で
 二、三、おしる今仮契約を結んでおるわけでありまして、よろしく御審議のほどをお
 願ひ申し上げます。

一 議長(高橋千春) 二、三、より質疑を行います。

(異議なしと存する者あり)

一 議長(高橋千春) 二、三、に付て質疑を締結いたします。

一 議長(高橋千春) お中かりにいたします。議案第百一十号中東果通り決するに御異議
 ありませんか。

(異議なしと存する者あり)

一 議長(高橋千春) 御異議なしと認めます。よろしく議案第百一十号中東果通り可決い
 たらせられた。

一 議長(高橋千春) 日程第六昭和三十八年度福生町歳入歳出追加更正予算案、議案第百二
 号を議題に供します。附議を省略してただちに理事者からの提案理由の説明をお
 めます。

一 助役(保崎俊夫) 議案第百二号昭和三十八年度福生町歳入歳出追加更正予算
 案に付て附説明申し上げます。本年の三月は二億三千余万円にのぼる当初予
 算の削減をいまだに六月には中一、二、三、の削減の予定に限定した約三

方の追加更正の御議決をいただいたわけでございますが、今日三十一年度もす
でに中押を過ぎておりますので、翌日地方交付税の交付額が決定いたしましたし
たのを機会に、~~翌~~半年間をかりきりしつゝ、おれも細かい事項はかりでござい
すが、本年度緊急に予算化を必要とする案件をとりおためして、三に約三千
万予算規模の本年度第二回目の補正予算を編成いたしましたとして提出した次第で
ござい、ます。具体的には、まず歳入から申し上げますと、第一級の町税収入におき
ましては、二百五十万円を追加いたすものとござい、ます。二は、町民税、
固定資産税及びたばこ消費税の自然増収見込額を追加しようとするもので
ござい、ます。第三級の地方交付税におきましては、一千五百三十三万円を追加、に
しつゝ、すかものでもござい、ます。地方交付税には普通交付税と特別交付税の二つの
種類がありまして、毎年度国税であるところの所得税、法人税、酒税のいわゆる国税
~~三~~と申し、ますが、その収入総額の二十八、九％にあたる額を財源の豊かでない全
国の都道府県、市町村に交付するしくみにやっております。その総額が九十四、〇

を普通交付税として交付し、残りの六％を特別交付税として交付するしくみにや
つておりますのでござい、ます。本年度の普通交付税の金額が決定をすう福生町に
対する普通交付税の総額が二千四百三十三万三千円でございますが、前年度に
対比いたしますと、千三百十三万八千円の増収に相当するあります。御覧をま
に申し上げますと、前年度に比べて福生町に対する普通交付税総額が二千四百
万五千円あるわけでござい、ます。従いまして、本年度は千三百十三万八千円の増収で
ござい、ます。前年度との通り本年度十月一日から公務員の給与のベースアップが
あると予想されますので、本年度末まで中さらに何百万円かの追加交付を期
待なさるというところでござい、ます。次の第三級使用料及び手数料でござい、ま
す。二は、ついでに千八百九千五百円を追加しようとするものでござい、ます。が、
その内訳は、翌日の議会に於いて御議決をいただきますことに、應ずる理手数料の
九月一日からの料金改正に伴う増収見込分が八十五万八千円、しる処理手数料
の徴収者の販売に伴う収入見込分が八十五万八千円、中学生の学費に対して町が

支出するインフレインガ市防撈種手数料の収入四十八万二千五百円以上が使用料、手数料の内容と分ります。次の第一款の国庫支出金にあきましく、百十六万九千三百三十円を追加したものとします。この中に四月にさかのぼる保育単価の増額に伴う児童措置費、国庫負担金の追加見込額二千二百六十円、その下が新しい国庫補助金で防火貯水槽の建設費補助金二十万、次がスポーツ振興法に基づき補助金二十万、その下が八月一日から施行になりました老人福祉法に基づく老人福祉対策補助金、一万四千四百五十円、その下が相当大きな額でござい、ますが、これは国庫建設と前との協定に基づき、公益質屋の移転に対する国からの補助金収入百二十五万五千円を追加しようとするものでござい、ます。それから次の八款の都民共済金にあきましく、逆に百四十二万三千八百六十円を減額しようとするものでござい、ます。此款をいじり、保育単価の改正に伴う児童措置費の都の負担金であること、又、青年学級（の補助金、四月に行なわれた都知事や都議会議員の選挙の都民共済

金、そのうち、この中にある程度追加補助金が決ま、てい、まして、三で計上し、新しく、今回都からの補助金として、収増の事務改善を実施するためのものとかある、この老人福祉対策の補助金、この新しく計上するものもある、でござい、ますが、土木関係の補助金にあきましく、既定予算の減額を余儀なくされるために、都民共済金の相対として、百四十二万三千八百六十円の減額にするわけであり、ます。それから、理由ある、この中、収増の補助金から、国庫補助金に上れることに、な、ります。次の九款の寄付金収入にあきましく、一、五千万円を追加しようとするものでござい、ますが、これは、財団法人、である、日福生ホームから、町立、三、保育園に対する寄付金でござい、ます。そして、九款の雑入金にあきましく、百、十、万円を追加したものとします。それから、二、五、百万円を追加したものとします。これは、建設関係でござい、ます。の、この、建設費から、国庫補助金に上れることには、します。この、二、五、百万円、計上、既定、予算、二、億、五、千、五、百、三十、万、円、に、対、し、て、今日、の、追加、計、上、額、三、千、七、百、八、十、二、千、八、百、七、十、円、で、ござい、ます。予算、総、額、二、億、八、千、百、十八、万、三千、二百、三十、円、と、相、当、

